

[事案 22-64] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 3 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人が、契約者が飲酒して判断能力が低下しているときを狙って契約させたとして、契約無効、既払込保険料の返還を求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 21 年 5 月、営業担当者が予告もなく、毎晩晩酌をすることを知っていながら判断能力が低下しているときを狙って、夕方、自宅に訪問して来て、契約を締結させられた。その時、自分は飲酒しており、判断能力が低下していた状態であったし、前もっての説明もなく、その場で設計書を見せられただけで、契約後 1 週間ほどしてから約款、重要事項説明書を渡され、また、クーリング・オフをできないようにされたことを後で知った。本件契約は無効であり、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

下記のとおり保険契約は有効であり、申立人の請求には応じられない。

- (1) 当社にて確認した結果、下記理由により「飲酒時の判断能力の低下している時を狙っての契約は無効である」との主張には当たらないと判断をした。
 - ① 申立人は、契約申込み時における取扱者および妻とのやりとりを十分に記憶していること。
 - ② 申立人は「契約申込み時、飲酒しており判断能力がなかった」と主張するが、契約申込みに際しては、配偶者（妻）も同席しており、その妻は「税理士に相談してから契約してはどうか」とも意見していた。
 - ③ 仮に、その契約申込みが十分に検討されないままにされたものであったとした場合、翌日にでもその契約内容を再確認することができ、また、場合によっては、クーリング・オフ制度の利用もできたはずである。
- (2) 提案に際しては、事前に契約者の配偶者と面談し詳細を説明した後、契約申込をいただいた日に、申立人とその妻に対し商品パンフレット、設計書を使い、当該契約の特徴や具体的な設計内容のほか、重要事項説明書・約款の内容を詳細に説明したうえで、契約をいただいたものであり、「前もって説明も無く、その場で設計書を見せられた」との申立人の主張には合意できない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人代表者および相手方会社から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづいて審理した結果、下記理由により、申立内容を認めることができないことから、生命保険相談所規程第 4 4 条により、裁定書によりその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 下記のような事実からすれば、申立人代表者が、契約申込時に飲酒していたか否かについては不明だが、少なくとも、申立人代表者が、酩酊して判断能力が低下していた状態にあったとは認められない。
 - ① 申立人代表者が契約申込時に酒を飲んでいただか否かについては、上記当事者の主

張のみで、客観的な証拠は出されておらず、契約申込時に申立人代表者が判断能力が低下するほど飲んでいたとする申立人の主張には、疑問が残る。

②申立書等の書類の文字を見る限り、申立人代表者の筆跡には字の乱れも見られない。

③万が一、申立人の代表者が酩酊して判断能力が低下した状態で契約締結したとしたなら、翌日以降、申立人から契約の無効の主張があるはずだが、そのような事実はなく、以後、継続して保険料の支払いがなされている。

(2) 仮に契約申込時に、申立人代表者が判断能力が低下した状態であったとしても、契約の無効が成立するためには、申立人代表者が意思能力のない状態であった、あるいは、募集人が申立人代表者の意思能力の低下した状態を利用して強引に契約を締結させた等の公序良俗ないしは信義則違反の契約であったと評価できる程度の事情が必要だが、契約締結の経過等から、到底そのようには判断できない。

(3) 申立人は、適合性の原則違反も主張していると解釈される余地もあるが、確かに、申立契約締結後8か月経過後に契約者貸付を受け、加入後1年未満で契約を失効させており、月額6万円余の保険料支払いに無理があった可能性はあるが、申立人の事業収入や申立契約の節税効果などを考え併せると、本件契約が適合性の原則に違反するとまでは言えないものと思われる。